

# 離婚届の書き方と注意

海老名市役所窓口サービス課  
直通 046(235)4870

## 1. 届出できる市区町村について

下記に該当するうちのどこか1ヶ所に届出をしてください。

- 本籍地 ○ 住民登録地 ○ 一時滞在地

## 2. ご持参いただくもの

- ① 離婚届書1通及び戸籍謄本…通数などについては下記参照（海老名市役所に届出する場合）

離婚の際の本籍	戸籍謄本の通数
海老名市内のとき	添付不要
海老名市外のとき	1通必要

※戸籍謄本は本籍のある市区町村から前もって取り寄せてください。

※子の有無および親権等、戸籍内の確認を要しますので、抄本ではなく謄本を添付してください。

- ② 届出人の印鑑（届書に押印している場合）  
③ 官公署発行の写真付きの免許証等（届出の際に本人確認させていただきます。お持ちでない場合は離婚届を受理した旨のお知らせ文を住所地にお送りします。）  
④ 裁判による離婚の場合は、裁判所から交付される調書等の謄本や審判（判決）書の謄本及び確定証明書  
⑤ 個人番号カード（住所、氏名が変わる方）※お持ちの方のみ

## 3. 届出書の書き方で特に注意するところ（下記の①～③が不足している場合、受理ができません）

### ① 「婚姻前の氏にもどる者の本籍」の欄

婚姻によって氏を変えた方が記入する欄です。なお、婚姻中の氏を継続される場合は、この欄への記入は必要ありません。

離婚後希望する氏		欄の記入	本籍	筆頭者氏名
旧姓にもどる	1人で新戸籍をつくる	記入する	希望する地番を記入	本人の氏名 (旧姓)
	婚姻前に入っていた戸籍にもどる	記入する	婚姻前に入っていた戸籍の本籍及び筆頭者を記入	
離婚の際に称していた氏を称する (婚姻中の氏を継続する)		記入しない	⇒	※離婚届とは別に戸籍法第77条の2の届出が必要になります

### ② 「届出人署名」の欄

夫および妻それぞれの署名をしていただくことで、離婚の意思を確認することになります。ただし、裁判による離婚の場合、届出人は裁判の申立人となります。（押印は任意です。）

### ③ 「証人」の欄

協議離婚の場合、成年の方2名の署名を必要とします。（押印は任意です。）

※裁判による離婚の場合、証人欄への記入は必要ありません。

## 4. 子の親権について

未成年の子がいる場合は、親権が父母のどちらか一方になりますので、協議の上ご記入ください。

なお、子については、離婚届によって戸籍が変動することはありませんので、親権者（離婚の際に筆頭者でない場合のみ）が子を自分の戸籍に入籍させる場合は、家庭裁判所にて手続きが必要になります。

## 5. 子の入籍手続きについて

離婚の際、夫婦の戸籍から出られた方が、子を自分の戸籍に入籍させる場合は、家庭裁判所にて「子の氏変更に関する申立」をし、裁判所発行の許可書および戸籍謄本を持参して入籍届の届出が必要となります。なお、持参する書類や手続方法については、家庭裁判所へ電話確認をしてください。

相談先 横浜家庭裁判所 事件係

〒231-0026 神奈川県横浜市中区寿町1丁目2番地

TEL 045(681)4181